

新生児聴覚検査費の助成

耳の聞こえは、健やかな成長発達において大切なものであるため、難聴の早期発見・早期治療につなげるために「新生児聴覚検査費」の一部を助成します。

- ◆助成開始日 平成22年4月1日
 - ◆助成対象児 生年月日が平成22年4月1日以降で、市内に住所がある生後6カ月未満の子
 - ◆検査方法 次の2つの方法に限ります。必ず実施医療機関で確認してください。
 - ①自動聴性脳幹反応検査（自動A BR）
 - ②耳音響放射検査（OAE）
 - ◆検査時期・場所 出生場所での入院（生後2日ごろ）に検査を実施します。何らかの理由で入院中に検査できなかった子は、外来で検査できる病院を受診できます。
- 【外来で検査できる病院】※事前予約が必要
- ①県総合医療センター
 - ②大垣市民病院
 - ③木沢記念病院
 - ④県立多治見病院
 - ⑤高山赤十字病院

◆助成金額 上限3700円まで

◆助成方法

- ①「ひろレディスクリニック」で生まれた子⇨助成金額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。申請の必要はありません。
- ②前記の病院以外で生まれた子⇨検査後6カ月以内に各保健センターに申請してください。

◆申請に必要なもの

- ・検査結果および検査方法がわかるもの
 - ・領収書（検査費が明記されていること）
 - ・母子健康手帳
 - ・住所確認のための福祉医療費受給者証（乳幼児等）
 - ・印鑑
 - ・振込先がわかるもの（通帳など）
- ◆申請・照会先
- 関市保健センター
(☎240111)
 - 洞戸保健センター
(板取保健センター)
(☎05812204)
 - 武芸川保健センター
(☎462899)
 - 武儀保健センター
(上之保保健センター)
(☎400020)

国民年金 配偶者の退職(失業)により第3号被保険者の資格を失ったとき

サラリーマン（厚生年金・共済組合の加入者）の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として、国民年金に加入してありますが、配偶者が退職（失業）して失職すると、夫婦ともに市区町村役場で国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを行い、1人につき月額1万5100円の保険料を納めることとなります。

前納をおすすめ

国民年金には、1年分や6カ月分など、定められた月数分の保険料を前納すると割引になる制度があります。

退職（失業）された方について、夫婦がそれぞれ国民年金の保険料を納めるのは大変ですが、将来の老齢基礎年金の年金額の減額を防ぐために、前納制度を利用することをおすすめします。

前納の割引率は、最大で年2・1%（口座振替で平成22年度の1年分の保険料を前納した場合）となっています。

退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請して認められれば保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度には所得制限があり、申請者、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得

が審査の対象となります。特に、配偶者が免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した場合は、「特例免除」といって退職した配偶者本人の所得の状況を除外して審査が行われますので、所得制限の審査のハードルが低くなります。

免除制度を利用すると、①免除された期間は老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。

②免除された期間は老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③万一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができ、受給資格期間に算入されます。

※特例免除手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書等）
- ②認印（本人が署名する場合は省略可）
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明書の写し（離職票、雇用保険受給資格者証など）

照会先

国保年金課年金係
(☎26724・☎26725)

美濃加茂年金事務所
(☎057428181)